

18歳以上で初めて療育手帳の交付を希望する方へ

香川県障害福祉相談所

香川県では、香川県療育手帳制度要綱、香川県療育手帳実施要領に基づき、知的障害者の方に療育手帳を交付しています。

「知的障害者」とは、①標準化された個別式知能検査で知能指数が75以下の者、②知能機能の障害が18歳までの発達期に発生した者、のいずれにも該当する者、となっています。

そのため、療育手帳の交付のためには、18歳未満に知的機能の障害があったことを示す、客観的な資料が必要です（それが整わない場合には、交付ができないことがあります）。

1. 生育歴に関して提出可能な資料について

18歳未満に知的障害があったことを示す可能性のある資料は以下のようなものです。

●18歳未満に実施した知能検査結果

●学校での状態を示すもの

特別支援学校・特別支援学級（知的）の卒業証明書、通知票、成績表、学力テスト（中学校の「学習の診断」等）の結果など

●医師の作成した証明書・診断書（これまで受診した医療機関がある場合）

「18歳以前からの知的障害」と診断されているもの（知能検査結果＜知能指数のほか、実施検査名・実施年月日も必要＞等の客観的な根拠があることが必要です）。

※これから主治医に依頼する場合には、証明書様式がありますので、障害福祉相談所にご連絡ください。なお、証明書様式は当相談所のホームページに掲載しています。その様式でなくても、必要な情報が記載されていれば、書式は問いません。

●その他

18歳未満の様子を詳しくご存知の方による「証言書」なども参考にしています。学校の先生、民生委員、官公庁職員である同級生等、公的な立場にある方が望ましいですが、それ以外の方のものも参考にはします。

（知的能力の障害があったことを示すような具体的で詳しいエピソード、証言の日付、証言者名（署名）、ご本人との続柄、連絡先をお書きください。後日、当所よりお問い合わせする場合があります。なお書式は問いません。）

2. 交付までの流れ

①療育手帳交付申請書の提出

市町の担当課に、「療育手帳交付申請書」と「写真(縦4cm×横3cm、脱帽し、上半身を1年以内に撮影したもの)」を提出してください。

調査票の作成のため、聞き取りがあります。面接に同行されるご家族または関係機関の支援者の連絡先も伝えてください。

②当所での判定までの準備

判定に必要な資料(1. の生育歴に関して提出可能な資料)を揃えてください。後日、当所(障害福祉相談所)の担当者よりご連絡いたします。

③判定の実施

必要な書類が整いましたら、日程を調整し、心理学的判定・社会調査面接等を実施します。ご本人とご家族(18歳までの様子や、現在の生活の様子を詳しくご存知の方)で来所をお願いします。ご家族の同行が難しい場合は、関係機関の支援者の同行をお願いします。

1. の生育歴に関して提出可能な資料を持参してください。また、提出資料の他に、本人の生育歴を示すもの(母子手帳等)や、現在の状態を示すもの(18歳以降に実施した知能検査結果等)があれば、それも持参してください。

※何回か来ていただくことがあります。また、1回の面接は2時間程度かかります。

これらの結果をもとに、療育手帳の交付が可能かどうか、また障害程度について、判定会議により決定します。

④療育手帳の交付

市町から連絡があれば、受け取りに行ってください。

3. その他留意事項

精神面や体調の良くないときには、適切な判定が行えない場合があります。まずは治療を優先していただき、心身の状態が安定してからの判定をお願いすることがあります。

問い合わせ先

香川県障害福祉相談所

〒761-8057

高松市田村町 1114

電話 087-867-2696